

香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱

令和 2 年 5 月 1 日
告示第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高知県地域営農支援事業費補助金交付要綱及び香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、香美市地域営農支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 市は、中山間地域の農業の維持及び活性化を図るため、地域農業の中核を担う組織の育成と地域農業を面的に支える仕組みづくりを目的に、集落営農組織、集落営農法人、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合（以下「事業実施主体」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 集落営農組織、集落営農法人、中山間農業複合経営拠点（以下「集落営農組織等」という。）の設立及び経営の確立のために行う事業

(2) 集落営農組織等の組織間の連携を推進するために行う事業

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとするときは、様式第 1 号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 規則、この告示及び市長が別に定める香美市地域営農支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）等の規定に従わなければならないこと。

(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、処分制限期間の間、保管しなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び香美市財務規則（平成 18 年香美市規則第 47 号）等の規定に準じた方法によって、契約を締結しなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと。

いこと。

- (7) 前号の規定により市長の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体及び契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 事業実施主体が県税及び香美市税の納税義務者である場合は、県税及び香美市税の滞納がないこととする。
- (10) 事業実施主体に対し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すこと。

(補助事業の着手)

第6条 事業実施主体は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知により行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、様式第2号による指令前着手届を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 市長は、事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、第5条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、市に返還させることができる。

(変更申請等)

第9条 事業実施主体は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかの事項の変更をしようとするときは、様式第3号による変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体を変更しようとするとき。
- (2) 事業細目（別表第1に掲げるソフト事業を除く。）ごとの事業実施箇所を変更しようとするとき。
- (3) 事業細目（別表第1に掲げるソフト事業を除く。）ごとの仕様を変更しようとするとき。
- (4) 補助金額の総額又は各事業実施主体の事業細目ごとにおける補助金額について増額、又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (5) 事業期間を延長しようとするとき。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(遂行状況報告)

第10条 事業実施主体は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において実績報告を提出していない場合は、様式第4号による遂行状況報告書を当該年度の1月20日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施主体は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式第5号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（概算払）

第12条 事業実施主体は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、様式第7号による請求書を市長に提出しなければならない。ただし、別表第1に掲げる雇用確保支援を除く。

（グリーン購入）

第13条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業に関して、香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定に基づき交付された補助金については、第5条、第8条及び第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条、第9条、第12条関係)

事業種目	事業細目	補助対象経費	事業実施主体	補助率	補助金上限額	補助金下限額	
ハード事業	集落営農組織等の確立	【集落営農一般】 ・トラクター、田植機等 集落営農のための農業用機械の整備を行う事業	(農業用機械) 農業用機械購入費	集落営農組織	2/3以内	—	30万円
		【農地集積推進】 ・トラクター、田植機、防除用ドローン、農産加工用機械等 ・農機具格納庫、農産加工施設、農村交流施設、直販所等 農地集積や6次産業化に取り組むための農業用機械、農業用施設等を整備する事業	(農業用機械等) 農業用機械購入費、農産加工用機械購入費等 (農業用施設等) 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費、農村交流施設等請負工事費及び附帯設備費	集落営農組織	5/6以内	—	25万円
		【事業戦略推進】 ・トラクター、田植機、防除用ドローン、農産加工用機械等 ・農機具格納庫、農産加工施設、農村交流施設、直販所等 集落営農組織等の事業戦略を実行するための農業用機械、農業用施設等を整備する事業	(農業用機械等) 農業用機械購入費、農産加工用機械購入費等 (農業用施設等) 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費、農村交流施設等請負工事費及び附帯設備費	集落営農組織	5/6以内	—	25万円
		【特別承認支援】 国事業(農山漁村振興交付金、産地パワーアップ事業等)を活用する事業	補助を受けようとする国事業の補助金交付要綱等で規定する経費	集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)、 中山間農業複合経営拠点、 農業協同組合	1/6以内	—	—
集落営農組織等の連携	【地域農業戦略推進】 ・トラクター、田植機、防除用ドローン、農産加工用機械等 ・農機具格納庫、農産加工施設、農村交流施設、直販所等 組織間連携に関する地域農業戦略を実行するための農業用機械、農業用施設等を整備する事業	(農業用機械等) 農業用機械購入費、農産加工用機械購入費等 (農業用施設等) 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費、農村交流施設等請負工事費及び附帯設備費	集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)、 中山間農業複合経営拠点、 農業協同組合	5/6以内	—	25万円	
	【特別承認支援】 国事業(農山漁村振興交付金、産地パワーアップ事業等)を活用する事業	補助を受けようとする国事業の補助金交付要綱等で規定する経費	集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)、 中山間農業複合経営拠点、 農業協同組合	1/6以内	—	—	
ソフト事業	集落営農組織等の確立	【高収益作物導入支援】 園芸品目など高収益作物の導入に関する事業	種苗費、諸材料費等	集落営農組織、 集落営農法人、 中山間農業複合経営拠点	定額	5万円/10a	10万円
		【雇用確保支援】 国事業(農の雇用事業)を活用する事業	農の雇用事業の募集要領等で規定する経費	集落営農法人、 中山間農業複合経営拠点	農の雇用事業助成金を除いた額の3/3以内	12万円/12ヶ月/1人	—
集落営農組織等の連携	【地域農業戦略推進】 組織間連携に関する研修会、先進地研修等及び組織間連携による新たな取組を実施する事業	【インターンシップ支援】 組織間連携を進めるため、農業体験インターンシップの受け入れを実施する事業	派遣会社への委託料等	集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)、 中山間農業複合経営拠点、 農業協同組合	1/2以内	50万円/地域農業戦略等	—
		【庭先集荷支援】 組織間連携を進めるため、農家の庭先及び集荷拠点から直販所等への集出荷体制の構築並びに強化に係る事業	運転手及び補助者の人件費、車両の燃料費及びリース料、賃借料等	集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)、 中山間農業複合経営拠点、 農業協同組合	1/2以内	100万円/地域農業戦略等	—
		【効率化技術導入支援】 組織間連携を進めるため、栽培管理や経営管理の改善にIoT等を活用する事業	経営管理システム等購入費、導入に必要な研修費用等	集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)、 中山間農業複合経営拠点、 農業協同組合	定額	50万円/地域農業戦略等	—
		【高収益作物導入支援】 園芸品目など高収益作物の導入に関する事業	種苗費、諸材料費等	集落営農組織、 集落営農法人、 中山間農業複合経営拠点	定額	5万円/10a	10万円
		【雇用確保支援】 国事業(農の雇用事業)を活用する事業	農の雇用事業の募集要領等で規定する経費	集落営農法人、 中山間農業複合経営拠点	農の雇用事業助成金を除いた額の3/3以内	12万円/12ヶ月/1人	—
		【地域農業戦略推進】 組織間連携に関する研修会、先進地研修等及び組織間連携による新たな取組を実施する事業	講師等への謝金、バス等の借上げ料、研修先に対する負担金、試作原材料費、商談会の出展料、その他必要であると認められる経費	集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)、 中山間農業複合経営拠点、 農業協同組合	定額	50万円/地域農業戦略等	—

(注) 1 ハード事業の補助金額については、各事業細目ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1,000円未満を切り捨てた金額とする。
また、ソフト事業については、補助対象経費の1,000円未満を切り捨てた金額とする。
2 ソフト事業の事業細目「地域農業戦略推進」「インターンシップ支援」「庭先集荷支援」「効率化技術導入支援」の補助金上限額の「地域農業戦略等」とは、地域農業戦略が策定されている場合は、1地域農業戦略当たりの額とする。地域農業戦略の策定に取り組む地域の場合は、1市又は1地域農業戦略協議会当たりの額とする。
3 ソフト事業の事業細目「高収益作物導入支援」の対象とする面積の上限は、全経営面積のうち高収益作物の増加面積とする。

別表第2（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えること目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市地域営農支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 経費の配分及び事業計画の概要
(別紙 1 のとおり)
- 3 収支予算書
(別紙 2 のとおり)
- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類
 - ・ 事業費が実施計画書提出時と異なる場合は、その理由並びに事業費積算書又は見積書及び関係図面
 - ・ ソフト事業の場合は、別紙 1-1～1-5 のうち該当する事業、香美市地域営農支援事業実施要領様式第 1 号別紙 2、別紙 5
 - ・ 国事業を活用する場合は、国事業の要綱及び申請書類一式の写し

香美市長

様

事業実施主体名
住 所
氏 名

印

年度 香美市地域営農支援事業指令前着手届

香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第6条ただし書の規定により、別添事業について、別記条件を了承の上、指令前に着手したいので、指令前着手届を提出します。

記

1 事業内容

事業実施主体名	事業内容	総事業費	市補助金額
		円	円

2 事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指令前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は行わないこと。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市地域営農支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）
がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、香美市地域営農支援事業
費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 既交付決定額 円
変更後の申請額 円
差引き増減額 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類
様式第1号の別紙1（経費の配分及び事業計画の概要）及び別紙2（収支予算書）

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市地域営農支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 12 月 31 日現在

事業実施 主 体 名	事業種目	事業細目	計 画			進 捗 状 況		
			事業量	事業費 円	完了予定 年 月 日	事業量	進捗率 %	完了予定 年 月 日
計								

（注）進捗率の目安は、以下のとおりとする。

- ・ハード事業：契約済 25%、納品済 50%、事業実施主体からの実績報告があり市の検査前 75%、市検査済 100%。
- ・ソフト事業（研修等の場合）：着手済 50%、研修等実施中 50～90%、全研修等実施済 90%、市の全支払決裁済 100%

香美市長

様

事業実施主体名

住 所

氏 名

印

年度 香美市地域営農支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました事業を下記のとおり実施しましたので、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の成果
- 2 事業の実績
 - ・様式第 1 号の別紙 1（経費の配分及び事業実績の概要）
 - ・様式第 1 号の別紙 2（収支決算見込書）
- 3 事業完了年月日
- 4 添付書類
 - ア ハード事業
 - (ア) 全事業
 - ・見積書、入札記録、仕様書、契約書、完成通知書、出来高設計書、納品書及び請求書等の写し（該当する書類）
 - ・実施要領様式第 3 号（財産管理台帳）、第 5 号（地域営農支援事業に係る確認書）
 - ・写真（機械等の全景及び装備品について、実施要領に基づく事業名等の標示及び機械等の型式を確認できるもの）
 - (イ) 特別承認支援
 - 国事業の実績報告書一式の写し
 - イ ソフト事業
 - (ア) 全事業
 - 見積書、仕様書、契約書、納品書、請求書及び歳出証拠書類の写し（該当する書類）並びに事業実施状況及び事業内容の分かる写真
 - (イ) ステップアップ推進、地域農業戦略推進及び効率化技術導入支援
 - 参加者名簿、研修会資料等の印刷物、その他事業実施の成果の分かる書類
 - (ウ) インターンシップ支援
 - 研修会資料等の印刷物、参加者名簿及び参加者アンケート結果、その他事業実施の成果の分かる書類
 - (エ) 庭先集荷支援
 - 事業実施の成果の分かる書類（受益者数、作付面積、集荷量、販売金額等の取組前と実績、写真、位置図等）、将来の集荷に要する経費の確保に向けた取組（検討）状況の分かる書類
 - (オ) 高収益作物導入支援
 - 事業実施の成果の分かる書類（導入後の受益地一覧表及び購入物、ほ場全景並びに栽培状況の写真等）
 - (カ) 雇用確保支援
 - 国事業（農の雇用事業）の様式による研修実績が確認できる書類（当該事業年度の実績）

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名 印

年度 香美市地域営農支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除額等報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）が
ありました補助金について、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規
定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業種目

※申請に該当する事業種目についてのみ記入してください。

2 内容

1 香美市補助金の交付に関する規則第 11 条の規定による補助金の額の確定額 (年 月 日付け香美市指令 第 号による補助金交付決定額)	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
4 補助金返還相当額	(b)-(a) 円

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名 印

年度 香美市地域営農支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました香美市地域営農支援事業費補助金について、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

2 概算払が必要な理由

3 添付資料

(1) 事業実施出来高報告書
(様式第1号の別紙1)

(2) その他
(様式第5号の「4添付書類」に準じる書類)

別紙1 (様式第1号関係)

経費の配分及び事業計画(実績)の概要

事業実施主体名	事業内容				事業期間		経費の配分				備考
	事業種目	事業細目	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	総事業費	補助対象経費	市補助金	自己負担	
							円	円	円	円	[補助率] [消費税]
計							()	()	()	()	
							円	円	円	円	

- (注)
- 1 ソフト事業の場合の「施行箇所又は設置場所」欄は、研修先、開催場所等(住所)を記入してください。
 - 2 変更申請等で記載内容が変わる場合は、二段書きにすることとし、上段に変更前の内容を()書き、下段に変更後の内容を記入してください。
 - 3 「備考」欄は、
 - ①事業種目ごとの補助率を記入してください。
 - ②事業実施主体ごとの消費税仕入控除税額等について、これを減額した場合は減額した金額を、同税額がない場合は「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合は「税額含」とそれぞれ記入してください。

年度 香美市地域営農支援事業(ソフト事業)
【ステップアップ推進・地域農業戦略推進・効率化技術導入支援】

事業実施主体名			
事業実施予定期間		年 月 ~ 年 月	
事業内容及び事業費	(1)先進地研修	事業目的	
		実施予定時期	年 月頃
		参集範囲	(組織名、関係機関名等)
		参加予定人数	名程度 (うち、集落営農組織等の構成員 名)
		研修先	(所在地及び組織名等)
		研修内容	
		借上げバス等	バス 台、その他() 台
		事業費	円 【内 訳】 謝金 円、借上料 円、その他 円
	(2)研修会・講演会・ワークショップ等の開催	事業目的	
		実施予定時期	年 月頃
		参集範囲	(組織名、関係機関名等)
		参加予定人数	名程度 (うち、集落営農組織等の構成員 名)
		開催場所	(所在地、施設名等)
		内 容	
		講師等	(所属、住所、氏名、業種等)
		事業費	円 【内 訳】 謝金 円、借上料 円、その他 円
	(3)新商品開発や商談会等、栽培管理や経営管理の効率化、その他	事業目的	
		実施予定時期	年 月頃
		参集範囲	(組織名、関係機関名等)
		参加予定人数	名程度 (うち、集落営農組織等の構成員 名)
		実施場所	(所在地、施設名等)
内 容			
事業費	円 【内 訳】		
事業効果			

年度 香美市地域営農支援事業(ソフト事業)
【インターンシップ支援】

事業実施主体名	
事業実施予定期間	年 月 ~ 年 月
事業目的	
事業内容	
事業委託者の 選考基準	
事業委託者の 選定方法	
事業効果	

年度 香美市地域営農支援事業(ソフト事業)
【庭先集荷支援】

事業実施主体名			
事業実施予定期間		年 月 ~ 年 月	
事業目的			
事業内容	受益地範囲	(集落名、市全域等)	
	受益者数	戸	
	販売金額	円	
	集荷手数料		
	集荷ルート		
	集荷時期・頻度	月から 月まで ・ 回/週	
	主な集荷品目	春 :	
		夏 :	
		秋 :	
冬 :			
出荷先			
その他			
事業費		円 (積算根拠を記入) 人件費: 円 燃料費: 円 【内訳】その他(): 円	
事業効果			
補助事業完了後の事業実施方法		(経費の補填方法等について)	

(注) 1 既に庭先集荷支援を行っている場合は、集出荷体制を強化する内容が分かるように記載してください。

年度 香美市地域営農支援事業(ソフト事業)
【高収益作物導入支援】

事業実施主体名						
事業実施予定期間		年 月 ~ 年 月				
事業目的						
事業内容	導入品目の選定	(選定方法や導入理由等について)				
	受益地面積・筆数	a ・ 筆				
	導入品目と栽培計画					
	その他					
事業費		円 (積算根拠を記入) 【内訳】				
事業効果				現 況(導入前)	目 標(導入後)	
		品 目 ①				
		生産量	kg/10a		kg/10a	
		出荷先・単価	円/kg		円/kg	
		収入	円/10a		円/10a	
		品 目 ②				
		生産量	kg/10a		kg/10a	
		出荷先・単価	円/kg		円/kg	
		収入	円/10a		円/10a	
		品 目 ③				
		生産量	kg/10a		kg/10a	
		出荷先・単価	円/kg		円/kg	
		収入	円/10a		円/10a	
		品 目 ④				
		生産量	kg/10a		kg/10a	
		出荷先・単価	円/kg		円/kg	
収入	円/10a		円/10a			

- (注) 1 受益地面積は、組織の全経営面積のうち高収益作物の増加面積を上限としてください。
 (例) 品目転換の場合の上限面積 = 収益性の高い作物への転換面積 - 収益性の低い作物への転換面積
 2 各品目の単価は、過去の平均単価等を記載してください(直近3年間の平均単価等)。
 3 高収益作物は実証済みの品目として、目標生産量は原則変更しないでください(複数回実施の場合)。

年度 香美市地域営農支援事業 (ソフト事業)

【雇用確保支援】

事業実施主体							
事業内容及び事業費	就業者(研修生)	氏名:	男・女	S・H	年	月	日生 歳
	研修実施期間	年	月	～	年	月	
	補助金申請期間	年	月	～	年	月	(ヶ月)
	事業費	月〇〇〇円×〇ヶ月＝					
	就業者(研修生)	氏名:	男・女	S・H	年	月	日生 歳
	研修実施期間	年	月	～	年	月	
	補助金申請期間	年	月	～	年	月	(ヶ月)
	事業費	月〇〇〇円×〇ヶ月＝					
	就業者(研修生)	氏名:	男・女	S・H	年	月	日生 歳
	研修実施期間	年	月	～	年	月	
	補助金申請期間	年	月	～	年	月	(ヶ月)
	事業費	月〇〇〇円×〇ヶ月＝					
	就業者(研修生)	氏名:	男・女	S・H	年	月	日生 歳
	研修実施期間	年	月	～	年	月	
	補助金申請期間	年	月	～	年	月	(ヶ月)
	事業費	月〇〇〇円×〇ヶ月＝					
	就業者(研修生)	氏名:	男・女	S・H	年	月	日生 歳
	研修実施期間	年	月	～	年	月	
	補助金申請期間	年	月	～	年	月	(ヶ月)
	事業費	月〇〇〇円×〇ヶ月＝					

(注)添付資料

- ・「農の雇用事業」申請書類一式の写し
- ・「農の雇用事業」採択通知の写し

収 支 予 算 見 込 書
(収 支 決 算 見 込 書)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	変更後 本年度予算額	本年度決算額	比較増減		備 考
				増	減	
	円	円	円	円	円	
市 補 助 金						
自 己 負 担						
計						

(注) 庭先集荷支援で、生産者から集荷手数料を徴収する場合は、「その他」の「備考」欄に記入してください。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	変更後 本年度予算額	本年度決算額	比較増減		備 考
				増	減	
	円	円	円	円	円	
計						

(注) 「変更後本年度予算額」欄は、変更申請の場合のみ記入してください。
変更申請した場合の実績報告は、変更交付決定後の予算額を「本年度予算額」欄に記入して、「変更後本年度予算額」欄は記入しないでください。